

個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使間のトラブルでお困りの方、労働委員会が解決のお手伝いします～

● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

● 例えば、こんな時に利用できます！

労働者の方

- ・事前に説明もなく突然解雇された。
- ・突然時給が引き下げられた。
- ・パワハラやセクハラを受けた。
- ・アルバイトを辞めさせてもらえない。

使用者の方

- ・経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否されている。
- ・労働条件について従業員との話し合いがまとまらない。



● 労働委員会あっせんの特徴

労働者側（労働組合の役員等）、使用者側（会社の役員等）、公益側（弁護士等）の経験豊かなあっせん員が、労使双方からお話しを聞き、それぞれの立場を活かして双方が納得できる解決案を示すなど、トラブル解決に向けて親身で丁寧にサポートします。

● ご利用方法

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です！

● 問い合わせ先

三重県労働相談室（相談・申請）[TEL:059-213-8290](tel:059-213-8290) info@mie-kinfukukyo.or.jp
（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階）

三重県労働委員会事務局（あっせんに関すること）

[TEL:059-224-3033](tel:059-224-3033) roui@pref.mie.lg.jp

（〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階）

～お知らせ～

令和6年1月25日に労働委員会ホームページをさらに分かりやすくリニューアルしました。動画「12分でわかる三重県労働委員会のご案内」配信中です。是非ご覧ください！
<https://www.pref.mie.lg.jp/ROUI/HP>

（HPのQRコード）

